

各学校施設開放運営委員会  
会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部  
政策調整担当課長 東 慎太郎

## 緊急事態宣言発令下における学校施設開放事業について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年8月20日から9月12日までの間、兵庫県に緊急事態宣言が発令されることとなりました。

発令期間における学校施設開放事業での施設利用については、原則中止とさせていただきます。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針及び中学校部活動の取扱いに準じ、例外として下記の活動での利用は可能といたします。

今後とも、「学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に則り、対策を十分に講じていただいた上で、安全で円滑な運営をしていただきますようお願いいたします。

### 記

1. 常時マスクの着用を徹底して行える文化活動
2. スポーツ活動における公式戦等  
※公式戦等とは、主催者が責任を持って、競技団体等が定めるガイドラインを遵守するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図って開催される大会等をいいます。
3. 「2.」の公式戦等における負傷・事故防止のための必要最低限の練習活動
  - (1) 公式戦等と位置付ける大会等初日の3週間前からとしてください。
  - (2) 公式戦等における負傷・事故防止のためという趣旨をご理解いただき、下記を順守してください。
    - ・練習活動が長時間にわたらないようにすること（2～3時間以内が目安）
    - ・公式戦等に出場しない学年の子どもたちの練習活動の参加については控えていただくこと
4. 以上の活動のために、夜間体育館・夜間運動場・教室を利用する場合は、20時までとすること
5. 市民図書室

担当 教育委員会事務局総務部総務課  
政策係

TEL 984-0615

FAX 984-0618